

事業費補助金調査票(表)

補助金名	園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金
------	-----------------------

担当課	経済部 農政課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	06	01	02	20 - 09
事業名	園芸用廃プラスチック処理対策推進事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	県補				
補助の種類	事業				

R2実施計画額	7,629	千円
R1 予算額	7,585	千円
H30 決算額	8,623	千円
H29 決算額	8,695	千円
H28 決算額	8,056	千円
H27 決算額	7,551	千円
H26 決算額	7,242	千円

事業の趣旨・目的	<p>ビニールハウスやマルチ栽培等の農業用プラスチック資材の使用量が増加しており、使用後に発生する廃プラスチック類の処分が問題になっている。本来産業廃棄物に該当し、排出者である農家に適正に処理する義務があるが、多くの農家において自主的に処理することが困難な状況にあり、そのまま放置すれば、野焼き・不法投棄につながる結果となる。</p> <p>このような状況から、市、農協及び生産者の代表等により構成される、成田市農業用廃プラスチック対策協議会を設置し、処理費用を市・県・農協等が補助し合い、農村環境の保全と施設園芸等の健全な発展を図っている。</p>	補助対象者・経費	<p>【補助対象者】</p> <p>成田市農業用廃プラスチック対策協議会</p> <p>【補助対象経費】</p> <p>・農業用廃プラスチックの回収物処理に係る経費</p>										
開始年度	昭和 54 年度		<p>【補助率】</p> <p>・(処理費用) 25.625円/kg</p>										
根拠法令等	<p>(市) 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金交付基準</p> <p>(県) 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金交付要綱</p> <p>園芸用廃プラスチック処理対策推進事業実施要領</p>	補助率	<p>【国県等の補助率】</p> <p>県:市補助額のうち9.8円/kg</p>										
留意事項			<p>【近隣自治体の補助率】</p> <p>佐倉市:(処理量)9.8円/kg</p> <p>八街市:(処理量)12.05円/kg</p> <p>印西市:(処理量)10.55円/kg</p>										
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	<p>成果指標:回収量</p> <p style="text-align: right;">(単位:t)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>336.5</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>339.31</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>314.37</td> </tr> </tbody> </table>	年度	数値	平成30年度	336.5	平成29年度	339.31	平成28年度	314.37
	年度	数値											
	平成30年度	336.5											
	平成29年度	339.31											
	平成28年度	314.37											
		金額	件数			割合							
全体事業費	13,696	/	/										
うち市補助金	5,325	1	38.9%										
うち国補助	0	/	0.0%										
うち県補助	3,298	/	24.1%										
うち農協負担	5,073	/	37.0%										

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ウ. 地域の経済・産業の振興, 雇用の促進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本目標に掲げる、「元気な農林水産業を育むまちづくり」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	廃プラの回収を支援し適正な回収に努めることは、野焼きや不法投棄を防ぎ、農村環境の保全と施設園芸等の健全な発展に繋がる。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	はい	平成29年末の中国政府のプラスチック輸入禁止に端を発生し、廃プラスチックの処理料金が増加を続けている。本市は県内有数の園芸産地であり、使用済の廃プラスチックが多量に排出されることから、今後も補助水準を維持していく必要がある。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	回収量 H28:314.37t H29:339.31t H30:336.5t
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	近年の排出量は、300t超で推移しており、廃プラスチック処理対策として有効である。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	本市が県内有数の園芸農業の産地であることに伴い、農業用廃プラスチックの排出量が多い状況である。園芸作物の生産にはマルチ等の資材が必要不可欠であり、使用済み廃プラスチックの処理が必要となるが、多くの農家は自主的に処理することが困難な状況にある。農村環境の保全を図りつつ、本市が県内有数の園芸農業の産地として発展していくため、継続して補助事業を実施する。		